

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	別所町 (高木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月11日、令和6年11月10日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基幹農業者の年齢は50代から70代後半が多く、65歳以上の高齢の農業者の割合も高くなっている(71.7%)。担い手の確保ができていない中、現状は近隣農業者等の協力を得ながら耕作を行っている。

現在の耕作農地について、将来的に規模拡大や現状維持意向の方も多く(57.3%)、一方で、規模縮小や離農(農業をやめる)の意向である29件(35.4%)の方の時期については、「5年～10年以内」の割合が高くなっているため、今後、地域農業をどのように維持していくかが課題である。

地区内には認定農業者や集落営農組合等の担い手が存在しておらず、個別完結型の営農が主となっているので、今後機械更新時の負担等が営農に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦やコシヒカリなど水稻を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。

地区内には、比較的大きな規模を営農をされている個人農家がいることから、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、地区内の農業者へ耕作の打診を基本とし、地域全体での耕作放棄地が発生しないよう管理を進める。

また将来的には、地区外から認定農業者や新規就農者等、耕作者の受け入れも視野に入れた検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了しており、大区画化等の事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全管理をすすめ、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。